

長崎市と長崎海上保安部との包括連携協定書

長崎市（以下「甲」という。）と、長崎海上保安部（以下「乙」という。）は、相互の連携を深め、地域の安全・安心の確保と地域の街づくりに資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙それぞれが持つ技能、知識、人材、体制、情報等を有効活用し、相互に連携・協力をを行い、市民のより一層の安全・安心の向上及び地域の発展に資することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- 一 市民の海上における安全に関すること
- 二 人命救助、防災、環境保全についての連携強化に関すること
- 三 社会学習、青少年育成に関すること
- 四 地域の活性化に関すること
- 五 その他、甲、乙が必要と認める事項

（協議等）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する具体的な取組内容、実施方法及び経費負担その他必要な事項については、それぞれの取組ごとに個別に協議して定めるものとする。

2 甲、乙は、協議を円滑に推進するため、予めそれぞれの担当する部課等を定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲、乙のいずれかから何らかの申し出のないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務等）

第5条 甲、乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報を、業務上必要な範囲においてのみ使用し、相互の事前の承諾なく第三者に開示又は提供してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第6条 甲、乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙で協議の上決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上各1通を保有する。

令和6年3月14日

甲 長崎県長崎市魚の町4番1号

長崎市長 （自 署）

乙 長崎県長崎市松ヶ枝町7番29号

長崎海上保安部長 （自 署）

長崎市と長崎海上保安部との包括連携協定書

長崎市
長崎海上保安部